

## 重要事項説明書 (社会福祉法人致遠会木鉢双葉園)

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年9月第39号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

### 1 施設の概要

#### (1) 設置者

名称	社会福祉法人 致遠会
住所	長崎市油木町 65-14
電話番号	電話 095-843-3812
代表者	理事長 野濱 哲二

#### (2) 施設

名称	社会福祉法人致遠会 認定こども園 木鉢双葉園			
住所	長崎市木鉢町 2-53			
電話番号	電話	095-865-1713		
	FAX	095-865-1739		
施設長	古川 弥生			
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところによる 1号・2号・3号認定を受けた児童			
定員	1号認定	3人		
	2号認定	34人		
	3号認定	0歳児 8人	1・2歳児 18人 合計 63人	
開設年月日	令和 7年 4月 1日			
敷地	敷地全体	1,315,51 m <sup>2</sup>		
	園庭	346,06 m <sup>2</sup>		
園舎	構造	鉄骨・セメント瓦・スレート・ビニール板葺		
	延べ面積	438,14 m <sup>2</sup>		
	保育室等	ほふく室	0歳児	25,16 m <sup>2</sup>
		乳児室	1歳児	27,22 m <sup>2</sup>
保育室		2歳児	36,36 m <sup>2</sup>	
		3歳児	34,25 m <sup>2</sup>	
		4・5歳児	50,35 m <sup>2</sup>	

	その他	便所、調理室、教材室、事務室、テラス
--	-----	--------------------

## 2 目的及び運営方針

事業理念：様々な経験を通して「生きる力」を育む

運営方針：カトリックの園として、あたたかい関わりの中で、一人ひとりを大切にする

- ・神様の存在に気づき、祈りと感謝の心を育む
- ・子ども一人ひとりのありのままを受けとめる
- ・子どもの主体性を尊重する

### 保育目標

カトリック的愛の精神を保育の中心におき、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培うことを保育の目標とします。

#### ○心も体も元気な子ども

- \*身近な動植物を通して、命の大切さを知る。
- \*運動や休憩、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣および態度を身につける。
- \*くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。

#### ○思いやりのあるやさしい子ども

- \*相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- \*祈る心、感謝する心、ゆるし合う心を育てる。
- \*社会生活の基礎となる自主協調の心を育てる。

#### ○自立できる子ども

- \*食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を繰り返し、自立の芽生えを養う。
- \*身の回りの簡単なことは、自分で処理する力を育む。
- \*生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- \*さまざまな体験を通して、豊かな感性と創造性を培う。

## 3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	備考
園長	1	1		
保育士	13	6	7	
調理師・栄養士	3	2	1	
パート	4		4	保育士・調理補助・事務員
合計	21	9	12	

## 【勤務体制】

職種	勤務時間帯				
園長	勤務時間帯	8:00	～	17:00	
保育士	勤務時間帯	A	7:00	～	16:00
		B	7:15	～	16:15
		C	8:00	～	17:00
		D	8:30	～	17:30
		E	9:00	～	18:00
		F	9:45	～	18:45
		G	9:00	～	16:00
	P	9:30	～	13:30	
調理師・栄養士	勤務時間帯	C	8:00	～	17:00
事務員	勤務時間帯	H	9:00	～	13:00

## 4 開所時間等

### (1) 開所時間等

・1号認定 9時00分～13時00分

(13時～17時まで有料で預かり保育あり)

・2、3号認定保育

開所時間 7時00分～18時45分

保育標準時間帯 7時00分～18時00分

保育短時間帯 8時30分～16時30分

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を超えるお預かりはできませんので、ご了承ください。開所時間を超えた場合は特別延長料金をいただきます。

### (2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 土曜日（1号認定のみ）※行事の場合は除く

③ 日曜日

④ 年末年始 12月29日～12月31日、1月1日～3日

⑤ 大雨や台風、大雪、非常事態など登園が困難な場合、臨時に定めた日

※木鉢双葉園園舎を含む周辺は、土砂災害警戒区域となっており、土砂災害警戒区域内等の保育施設扱いとなります。警戒レベル3以上の避難情報等が発令された場合は臨時休園となります。詳しくは別紙にて掲載しています。

## 5 利用料金及び納付方法

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

長崎市利用者負担額に基づく（コドモンでの口座振替をお願いします）

(2) その他実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
副食費（1号）	1号認定子どもに係る副食費	月額 3,000 円
副食費（2号）	2号認定子どもに係る副食費	月額 5,000 円 (対象者に限る)
延長保育料 (2・3号標準時間、短時間)	時間外保育に係る費用	保育標準時間 (15分ごとに100円) 18時01分～18時15分・・・100円 18時16分～18時30分・・・200円 18時31分～18時45分・・・300円 (18:46～ 特別延長料金500円) 保育短時間（標準時間同様） (15分ごとに100円)
	一時預かりに係る費用	教育標準時間 (13時～17時まで) 15分ごとに100円
制服代	制服（ブラウス、スカート、ズボン、）・体操服	実費（中村被服アプリにて各自購入）
教材費	テキスト代、クレヨン、自由画帳、はさみ等の文房具の購入費用（制作活動に使用するため）	実費

※副食費・延長料金はコドモンでの口座振替になります。

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は必要に応じて領収書を交付する。

※保護者会費については、保護者会にて集金になります。

(1ヵ月 250円×12ヵ月分=3000円)

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関名	医療法人猪狩医院
院長名	猪狩民生
所在地	長崎市小瀬戸町 155
電話番号	095-865-1232

### (2) 歯科

医療機関名	三浦歯科医院
院長名	三浦義敬
所在地	長崎市小瀬戸町 1006 番 55
電話番号	095-865-2121

## 8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（緊急受診のための確認表に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育所の嘱託医に受診するか、保育園のかかりつけの医療機関を受診することがあります。（医療機関名は緊急受診のための確認表に記載）

## 9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における相談窓口	責任者	園長
	受付担当者	主任保育士
	利用時間	7:00～18:45
	電話番号	095-865-1713
	FAX	095-865-1739
第三者委員	秋月 徹雄	095-862-1618
	馬場 幸子	095-848-2973

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

## 1.0 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> </ul>
避難・消火訓練	・毎月1回・年1回総合避難訓練（消防署立ち合い 有）
不審者訓練	・年1回以上

## 1.1 利用者に対するの保険等

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険・保育園児保険
保険の内容	対人：1名1億円／1事故7億円 対物：1事故200万円
備考	保険料は当園が負担

## 1.2 その他の留意事項

- ・個人情報に関して  
当園はホームページ、Instagramに園児の写真を掲載しています。
- ・薬の投与について・・・別紙